

茨城県市町村アンケート

環境省では、指定廃棄物処理促進市町村長会議において、茨城県内の指定廃棄物の処分方法として、県内に遮断型処分場を1カ所整備して集約処分する方針（処分場1カ所整備）についてこれまでご説明し、ご議論いただきました。

一方、会議の中では、「県内に新たに処分場を整備することは困難であり、現在の保管場所において保管を継続して、指定廃棄物の放射能濃度が8,000Bq/kg以下に減衰してから既存の処分場において処分すべき（現地保管継続・既存処分場活用）」といったご意見もいただいております。

平成25年12月25日の第3回市町村長会議においても本件についてご議論いただきましたが、「処分場1カ所整備」と「現地保管継続・既存処分場活用」の両方のご意見があり、意見の集約をみていないところです。

このため、次回の市町村会議において、論点を整理し、より前向きな議論をしていただくため、アンケートを実施いたします。何卒ご協力下さいますようお願いいたします。

（註）本アンケートの結果は、次回の市町村長会議の議論の題材となるよう、資料としてとりまとめます。なお、本アンケートの結果のみをもって直ちに方針を決定するものではありません。

結果のとりまとめに当たっては、前回市町村長会議において、8,000Bq/kgを超える指定廃棄物等を保管している市町村からの意見を丁寧に聞くべきとのご意見もあったことから、保管量の有無等を区分して集計・整理すること等について検討いたします。予めご承知おきくださいますよう、お願いいたします。

回答市町村名： _____

(アンケート内容)

昨年 12 月 25 日に開催された第 3 回市町村長会議において、茨城県内の指定廃棄物の処分の方針についてご議論いただきました。

環境省としては、国の責任において県内 1 カ所に遮断型処分場を整備し、そこで処分する方針について説明いたしました。しかし、会議では、これを支持するご意見もある一方で、指定廃棄物の最終処分場を造らず、8,000Bq/kg 以下になるまで現状の保管を継続し既存の処分場で処分するというご意見もありました。

また、上記いずれの処分方法に関しても、国の責任の果たし方、関与のあり方について、いくつかのご意見をいただいたところです。さらに、一時保管されている市町村の意見を丁寧に聞くべきとのご意見もいただきました。

これらを踏まえ、貴市町村としては、茨城県内の指定廃棄物を安全・安心に処分する方法などについて、どのようなお考えでしょうか。その理由とともにお答え下さい。

また、その他ご意見等があれば併せてご記入願います。

① 貴市町村内における 8,000Bq/kg を超える廃棄物の一時保管の有無について

(該当する選択肢を○で囲んでください。)

ア. 一時保管している。

イ. 一時保管していない。

指定廃棄物の県内処理の方法について(その1)

環境省の方針(県内に処分場を1カ所設置)

「第3回市町村長会議 資料3より抜粋」

- 環境省では、一時保管していただいている指定廃棄物をできるだけ早期に安全な方法で処理するため、各県ごとに処分場を1箇所設置し、処理を進めることを基本的な考え方としています。
- 具体的には、遮断型構造を有する処分場を設置して埋立処分を行うことにより、強固な安全性を確保するとともに、放射能濃度が十分減衰するまで長期に渡り、適正に維持管理を行います。
- 本対応に関して、安全性、メリット、デメリットを整理すると以下のとおりです。

安全性	メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">・計画している処分場は、地下埋設型のコンクリート構造であり、2重のコンクリート壁、ライニングによるコンクリートの保護、ベントナイト混合土による遮断層の設置など、何重もの安全対策を施すことに加えて、適切な維持管理・モニタリングを実施することにより、長期に渡って安全性を確保する。	<ul style="list-style-type: none">・国が管理事務所を設置して将来に渡って責任を持って点検・維持管理を実施する。・堅固な施設において一箇所に集約して管理を行うため、合理的かつ確実な管理を長期間継続することができ	<ul style="list-style-type: none">・処分場を設置する1箇所の市町村に大きな負担がかかることになる。

指定廃棄物の県内処理の方法について(その2)

茨城県市町村長会議でのその他のご意見

「第3回市町村長会議 資料3より抜粋」

第2回、第3回茨城県指定廃棄物処理促進市町村長会議において現状の保管を継続してはどうかとのご意見がありました。

ご意見

8,000Bq/kgを下回るまで現状の保管を継続し、既存の県内処分場で処分

- 現在、県内の各場所で分散保管されている指定廃棄物について保管管理を徹底して、現状の保管を長期間継続する。そして、放射性セシウム濃度が、8,000Bq/kg以下まで減衰した後指定解除を行うなどにより、既存の管理型処分場で処分する。(指定解除を行う場合は、解除要件と申し出が必要となる。)

安全性

- ・現状においても特定廃棄物関係ガイドラインにしたがって、指定廃棄物の飛散、流出防止等の措置が講じられているが、現在の保管状態をできる範囲で改善して安全性の向上を図ることは可能である。
- ・台風、竜巻、大雨等の自然災害等に対する安全性は、遮断型処分場と比べて劣る。

メリット

- ・処分場を新たに設置することなく対応可能である。
- ・8,000Bq/kg以下まで減衰した指定廃棄物については、ガイドラインに示す基準にしたがって、通常の廃棄物と同様の方法で県内の既存の管理型処分場での処分が可能である。

デメリット

- ・一時保管場所を有する市町村及び保管者に対し、8,000Bq/kgを下回るまでの期間、維持管理の負担をかけることになる。(なお、適正保管のための必要な経費は環境省が負担。)
- ・保管容器が劣化した際の入替え等、定期的な維持管理が必要である。
- ・指定解除された廃棄物は、一般の廃棄物と同様の処分が可能となるが、保管者に分責任が移ることから処分先の確保も含めて、処分をすべて行っていただくことになる。
- ・複数の市町村に由来する廃棄物を保管している場合、各市町村が持ち帰る等、どのような形で保管を継続するべきかについて検討が必要。
- ・速やかに処分するためには、処分方法について、処分先との合意が必要。 2

(参考)①

茨城県における8,000Bq/kg超の廃棄物保管量

「第3回市町村長会議 資料3を時点修正」

保管量は、平成26年6月末時点のもの

保管市町村	保管者	品目	保管量(トン)
			8,000 Bq/kg超
日立市	市町村	飛灰	1260.2
土浦市	県	焼却灰	97.0
龍ヶ崎市	市町村	飛灰	181.5
高萩市	民間	稲わら	0.4
北茨城市	市町村	飛灰	45.0
取手市	市町村	汚泥	2.5
牛久市	民間	汚泥	0.2
ひたちなか市	市町村	飛灰	152.0
	県	焼却灰	828.8
鹿嶋市	民間	飛灰	0.3
守谷市	市町村	飛灰	611.0
かすみがうら市	市町村	飛灰	62.0
小美玉市	市町村	飛灰	16.0
茨城町	民間	汚泥	226.7
阿見町	市町村	飛灰	159.4

(参考)② 茨城県内の8,000Bq/kgを超える廃棄物の保管状況 (平成26年6月末時点)

市町村	保管者	品目	保管場所	保管基準適合状況					その他
				囲い	掲示板	飛散・流出防止	公共水域・地下水汚染防止	雨水・地下水浸入防止	
日立市	市町村	飛灰	屋内	○	○	○	○	○	○
ひたちなか市	県	焼却灰	屋内	○	○	○	○	○	○
ひたちなか市	市町村	飛灰	屋内	○	○	○	○	○	○
茨城町	民間	汚泥	屋外 (遮水シート有り)	○	○	○	○	○	○
小美玉市	市町村	飛灰	屋内	○	○	○	○	○	○
土浦市	県	焼却灰	屋内	○	○	○	○	○	○
阿見町	市町村	飛灰	屋内	○	○	○	○	○	○
牛久市	民間	側溝汚泥	屋内	○	○	○	○	○	○
守谷市	市町村	飛灰	屋内+屋外 (遮水シート有り)	○	○	○	○	○	○
龍ヶ崎市	市町村	飛灰	屋内	○	○	○	○	○	○
北茨城市	市町村	飛灰	屋外 (遮水シート有り)	○	○	○	○	○	○
高萩市	民間	稲わら	屋外 (遮水シート有り)	○	○	○	○	○	○
かすみがうら市	市町村	飛灰	屋内	○	○	○	○	○	○
鹿嶋市	民間	飛灰	屋外 (遮水シート有り)	○	○	○	○	○	○
取手市	市町村	側溝汚泥	屋内	○	○	○	○	○	○

※ 「保管者」のうち「市町村」については、広域事務組合分も含む。

「第3回市町村長会議 資料3を時点修正」

(参考)③

茨城県における8,000Bq/kg超の廃棄物保管量の変化の推計

「第3回市町村長会議 資料3より抜粋」

- 平成26年6月末時点において8,000Bq/kg超の指定廃棄物等3,643.0トンを対象として、放射性セシウム濃度が時間経過に伴い8,000Bq/kg以下に減衰することを考慮して8,000Bq/kg超の廃棄物保管量の経年変化を推計
- 県内の8,000Bq/kg超の保管量は、事故発生時点から4年後で約2分の1、8年後で約10分の1になる

単位：トン

		8,000Bq/kg超の保管量の経年変化							
		事故時点からの経過年数							
		3年後	4年後	6年後	8年後	10年後	15年後	20年後	30年後
8,000Bq/kg超の廃棄物の量		1,980.8	1,689.0	690.3	279.8	78.3	0.6	0.6	0.6
市町村数		11	10	8	6	4	2	2	2

※現在の保管を続けた場合であり、可燃性廃棄物の焼却は考慮していない

※指定廃棄物については、16条、18条申請時のCs137濃度をもとに、事故時点のCs134:Cs137を1対1と仮定して、事故時点からの経過年数に応じた放射性セシウム濃度を推計して保管量を算定

(参考)④

一時保管場所毎の8,000Bq/kg超の廃棄物保管量の変化の推計

平成26年6月末時点

保管市町村	保管者	品目	現在の保管量(トン)	8,000Bq/kg超の飛灰等の保管量の経年変化(トン)										
				3年後	4年後	6年後	8年後	10年後	11年後	15年後	20年後	30年後		
日立市	市町村	飛灰	1260.2	513.1	361.9	134.0	89.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
土浦市	県	焼却灰	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
龍ヶ崎市	市町村	飛灰	181.5	181.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
高萩市	民間	稲わら	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
北茨城市	市町村	飛灰	45.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
取手市	市町村	汚泥	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	0.0	0.0	0.0
牛久市	民間	汚泥	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
ひたちなか市	市町村	飛灰	152.0	152.0	152.0	95.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	県	焼却灰	828.8	165.8	99.5	66.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鹿嶋市	民間	飛灰	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
守谷市	市町村	飛灰	611.0	581.5	514.1	241.7	90.4	75.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
かすみがうら市	市町村	飛灰	62.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
小美玉市	市町村	飛灰	16.0	7.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
茨城町	民間	汚泥	226.7	226.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
阿見町	市町村	飛灰	159.4	53.1	53.1	53.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0